



火災警報が出たら屋外での火の使用は禁止

令和8年1月1日から、従来の火災警報に加え、「林野火災警報」「林野火災注意報」の運用が開始されました。警報(注意報)の発令時には、防災無線・ひたまるアプリでお知らせしたり、消防署員が巡回を行ったりしています。警報(注意報)時の火の取り扱いを知って、火災を防止しましょう。

林野火災警報(注意報)はどのようなときに発令される?

1月から5月の期間で、以下の条件に該当する場合に発令されます。令和8年1月の間だけでも林野火災警報が7件、注意報が14件発令されています。「自分は大丈夫」などと慢心せず、警報に従うようにしてください。

1 直近3日間の合計降水量が1mm以下かつ
直近30日間の合計降水量が30mm以下

または

2 直近3日間の合計降水量が1mm以下かつ
乾燥注意報が発表



気象庁から
強風注意報が
発令

警報発令時に禁止になること

下記のような、屋外で火を使ったり、火の粉が飛ぶような行為が禁止となります。もし、屋外で火を取り扱っている時に警報が発令されたら、即座に対応できるように準備しておきましょう。

❌ 山焼き・野焼き

❌ 花火 (がん具用を含む)

❌ 屋外での火遊び・たき火

❌ 屋外での燃えやすい物
(落ち葉など)の近くでの喫煙

❌ 山林、原野などでの喫煙

このようなことも禁止になります



火を使った雑草処理や殺虫



火を使った落ち葉処理



かまどの使用



どんと焼き

警報が出たら小さな火種でも直ちに消火!

警報等が出たら、水をかける、土に埋めるなど、直ちに火や灰の始末をしてください。警報に従わなかった場合は、消防法により30万円以下の罰金又は拘留が科せられます。

また、「林野火災注意報」が発令されたときは、たき火などの屋外での火の使用を行わないように努めてください。注意報発令中に、やむを得ず、たき火などを行う時は、消防本部にご連絡ください。

